

【概要】(株)ZERUTAに対する被害回復手続について

特定適格消費者団体(特非)埼玉消費者被害をなくす会(以下、当会)

【対象となる方】

平成30年6月5日から令和3年1月15日までの間に、(株)ZERUTA(屋号:七福神)に対し、賃金等債権譲渡契約書に基づき金員(金銭)を支払った方※下記の書類の提出が必要となります

- 提出書類1 「授権契約書」
- 提出書類2 「授権証明書」
- 提出書類3 本件対象消費者であることを証する書類
- 提出書類4 本人確認書類
- 提出書類5 説明を受けた又は説明不要の確認書

【返金額と当会へ支払う費用について】

- ✓ (株)ZERUTA(屋号:七福神)から当会が差し押さえることのできた金額を、対象消費者の支払った金額により按分した金額が返金されます。なくす会が回収することがことができる見込み金額は約150万円です。(株)ZERUTAに支払った全額が返金されるわけではありません。なお、当会で回収することが出来る金額の確定は、第2段階の裁判で決定します。
- ✓ 費用・報酬規程に基づき、上記返金額から、手続に参加する消費者の皆様には当会にお支払いいただく費用・報酬を差し引いた金額をお振込みいたします。
- ✓ 当会にお支払いいただく費用・報酬の予定は下記を参照ください。

名目及び金額の見込み	当会にお支払いいただく費用・報酬について
ア) 手続参加の費用: 授権時(ご依頼される時点)に必要な費用 ①一律5,000円	<ul style="list-style-type: none">✓ 第1段階目の共通義務確認訴訟から、2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届けるまでの費用を、手続に参加する方々に均等にご負担いただくものです。✓ 手続参加費用には、当会弁護士に支払う費用、郵送代、裁判所に支払う費用、当会人件費等が含まれます。手続に参加する方の人数を50人と仮置きして算定しています。これより人数が大幅に多くなれば、5,000円より減額されることもあります。(授権契約書第3条)✓ 債権届出の際の印紙代(債権1個につき1,000円)も含まれます
イ) 相手方(株ZERUTA)から回収できた場合の費用 ②分配額の22%(上限額)を分配金から控除します。	<ul style="list-style-type: none">◆ 当会が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届けた後、相手方からの認否が示され、それに対して当会が意見を述べます。その上で、裁判所が債権額の決定を行いません。◆ 債権額が決定されたのち、その額を(株)ZERUTAから回収し、当会が皆さんに分配します。◆ 届出後にかかる費用と当会の報酬の合計額が「債権届出により後の手続に関する費用及び報酬」②となり、上記「手続参加の費用」①と合算してご負担いただくこととなります。(費用・報酬規程第4条)(授権契約書第3条)

- 2段階目の結果、分配できる金員がない場合でも、上記ア)「手続参加の費用」は返金されません。あらかじめご了承ください(授権契約書第3条)。
- また、異議後の訴訟に至った場合には、別途費用報酬が加算されます(授権契約書第3条)。

【今後のスケジュール】

7月末日 手続参加申込期限(当会への書類提出)
書類到着後 債権届出のため、授権契約を当会と取り交わした方との確認業務
8月末日 当会から裁判所への債権届出の予定
未定 相手方による認否の届出期限
⇒相手方が認否で全額を認めた場合には、債権が確定します